



作業基準

令和6年 12月 15日
ケイライン・ウインド・サービス株式会社

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知
- 第6章 はしけ取り作業

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、事業者が指定する港から海上プラットフォームまでの区間の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (1人)
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係 (1人)

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (1人)
- 2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副) 運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあつたときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、(副) 運航管理者に報告すること。
 - (2) (副) 運航管理者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) (副) 運航管理者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品 (以下「刀剣等」という。) の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があつたときは、直ちに、(副) 運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) (副) 運航管理者は、報告のあつた当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項に該当するお

それがあると認めるときは、（副）運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を（副）運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客）

第6条 旅客係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

（乗船準備作業）

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸3時間前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船開始3時間前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して人道橋を架設する。
- 3 船内作業指揮者は、人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

（車両の積込み）

第9条 削除

（自動車の積付け等）

第10条 削除

（車止め及び固縛装置取付作業等）

第11条 削除

（離岸準備作業）

第12条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船が終了したときは旅客係を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、人道橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。
- 3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して人道橋を収納する。
- 4 削除。
- 5 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の60分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。
- 6 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 7 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

（1）乗船旅客数

（2）第10条第2項第3号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（船内巡視）

第14条 船内巡視は、船長の指揮の下実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

（着岸準備作業）

第15条 （副）運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻60分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

（着岸作業）

第16条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第17条 船長及び（副）運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びに人道橋の保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第18条 削除

2 削除

3 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

4 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに人道橋を架設し、舷門を開放する。

5 船内作業指揮者は、人道橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

6 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

（旅客の下船）

第19条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

（車両の陸揚げ）

第20条 削除

（下船の終了）

第21条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して人道橋を収納する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ（副）運航管理者及び船長に報告する。

（車両の積込み等の中止）

第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び（副）運航管理者にその旨を連絡する。

2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、（副）運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3 船長及び（副）運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第23条 （副）運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。）

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 車両区域内における注意事項
- (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) 高速航行中におけるシートベルトの着用
- (7) その他旅客が遵守すべき事項

- ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
- ② 航海中、許可なく制限区域に立入らないこと。
- ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第 6 章 はしけ取り作業

（はしけ取り作業）

第 25 条 （副）運航管理者は、就航船舶（以下「本船」という。）と陸上との間の旅客の輸送に小型の舟艇（以下「はしけ」という。）を使用する場合は、その運航に関し、次の措置を講じなければならない。

- (1) 使用するはしけが良好な状態にあることを確認すること。
- (2) 使用するはしけとの連絡体制が確立されていること。
- (3) 旅客が、岸壁から本船へ移乗するまで及び本船から移乗した後岸壁に上陸するまでの安全を確保すること。
- (4) 本船の入港前に、船長と十分連絡を取り、はしけによる旅客の輸送を安全に行うかどうかを確認すること。

2 船長又は（副）運航管理者は、はしけによる旅客の輸送が危険であると判断したときは、直ちに作業を中止しなければならない。

3 （副）運航管理者は、本船付近（停泊予定地点を含む。）及び岸壁付近を含む海域の気象・海象が次の条件の一に達しているときは、はしけによる旅客の輸送を中止しなければならない。

港 名	気象・海象	風速	波高	視程
事業者が指定する港から海上プラットフォームまでの区間		12 m/s以上	1.5 m以上	1000 m以下
響灘港～		12 m/s以上	1.5 m以上	1000 m以下